

表 投資実施前に業務メカニズム弁公室への自主申告が必要な範囲

	(1) 全ての投資が対象	(2) 投資先企業の実質的支配権を取得する投資が対象 (注)
申告範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軍事産業</li> <li>・ 軍事産業関連等の国防安全に関わる分野</li> <li>・ 軍事施設および軍事産業施設の周辺地域における投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家安全に関わる重要農産品</li> <li>・ 重要エネルギー・資源</li> <li>・ 重大装備製造</li> <li>・ 重要インフラ</li> <li>・ 重要輸送サービス</li> <li>・ 重要文化製品・サービス</li> <li>・ 重要情報技術およびインターネット製品・サービス</li> <li>・ 重要金融サービス</li> <li>・ 重要技術</li> <li>・ その他の重要分野</li> </ul>

(注) (2) でいう投資先企業の実質的支配権の取得には、以下の状況を含む。

1. 外国投資者が企業の 50%以上の持分を保有する。
2. 外国投資者が保有する企業の持分は 50%に満たないが、外国投資者の有する議決権が董事会、株主会または株主総会の決議に重大な影響をもたらす。
3. 外国投資者が企業の経営上の決定、人事、財務、技術等に重大な影響を及ぼすその他の状況。

(出所) 外商投資安全審査弁法 (国家発展改革委員会 商務部令 2020年第37号令)